

# デジタル庁の設置に向けた意見

公益社団法人 経済同友会 代表幹事 櫻田 謙悟 政策審議会委員長 富山 和彦 車谷 暢昭

# 目 次

<b>h %</b>
I . デジタル社会の実現に向けて1
<b>II. デジタル庁が果たすべきミッションと段階に応じた役割2</b>
1. 第一段階の具体的ミッション3
2. 役割・機能の段階的な拡大5
(1)短期:行政サービスの効率化と行政による価値創造5
(2)中長期:規制改革を通じた社会と産業の DX による付加価値向上6
Ⅲ. デジタル庁の具体的設計 6
1. 権限・予算の一元化とガバナンス6
2. 組織の設計思想:デジタル社会にふさわしい組織デザイン7
(1)新組織に求める7つの要件7
(2) 組織づくりにおける留意点:ゼロベース、脱ヒエラルキー、脱縦割り8
3. 戦略実現のための成果創出型人事9
(1)求められる人材のスペック9
(2) 人材獲得・能力発揮のための新たな採用・評価・処遇制度の導入9
Ⅳ. デジタル庁設置を待たず解決すべき課題11

# I. デジタル社会の実現に向けて

新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中で経済・社会活動にとって深刻な脅威となり、それぞれの社会が抱える脆弱性を顕在化させた。中でも日本においては、社会全体のデジタル変革の遅れが改めて明らかになった。

## (「信頼」に基づく日本型デジタル社会)

データが価値を生む時代を迎え、われわれは改めて社会システムの選択を迫られている。巨大プラットフォーマーが膨大なデータを独占し価値創造を主導している米国、国家が国民のデータを管理する中国、General Data Protection Regulation(GDPR)で個人情報やプライバシーを保護する EU に対し、日本は世界にどのようなモデルを提示できるか。新たな日本型モデルの下、社会や企業が世界中の人々から選ばれる価値を創造してこそ、われわれは世界から必要とされる国になることができる。

われわれが目指すデジタル社会とは、「膨大なデータを生成、収集、蓄積、解析し、全体最適を実現する解を見出し、社会課題の解決につなげることで、技術革新の果実である Well-being の向上を国民一人ひとりが感じられる社会」である。そうした社会の実現に向け、政府はデジタル庁を設置し、単に行政組織と行政サービスのデジタル化を実現するだけでなく、Data Free Flow with Trust(DFFT)というコンセプトに基づくデータ戦略を策定・具体化し、グローバルなルール形成にリーダーシップを発揮すべきである。したがって、デジタル庁の目指すべき最終ゴールも、DFFT に関わる競争法制や個人情報保護法制、各種業法規制の抜本改革を含む競争ルールのデザインのあり方全体に関する大改革を実現し、日本の経済・社会システム全体が、デジタル革命で激変する産業構造のなか、民間主導の経済やイノベーションの創出という観点で、世界をリードするポジションを取り戻す環境を整備することに設定されるべきである。

# (デジタル社会に即した規制体系、ガバナンス体系の再設計)

デジタル化の本質は、主体に応じた業法により指導・監督されてきた産業が、業種 横断的に財・サービスを提供するようになることであり、それを端的に表しているの がプラットフォーマーの繁栄である。テクノロジーの進展はサイバー空間上に新たな 市場を拓いたが、依然、ポジティブリスト方式の主体規制の下にある日本企業は、リ スク回避的な国民性も相まってビジネスを柔軟に変革することができず、競争上不利 な立場にある。

日本社会のデジタルトランスフォーメーション (DX) の遅れを挽回し、サイバー空間で創出される付加価値を含め、経済が再び成長力を取り戻すことで、国民生活を豊かにするためには、技術革新とビジネスモデルの変化のスピードや、ルールのグローバルな調和の必要性を踏まえつつ、産業育成、税制、プライバシー保護、エネルギー・環境問題を含む横断的観点から、行為規制型かつネガティブリスト方式の規制体系へ

とデザインし直し、その新しい体系を担うべく行政組織と三権の役割のあり方、すなわちデータとデジタル政策に関わるガバナンス機構の抜本改革も行うべきである。特に当面の課題として、デジタル社会に即した国と地方の役割分担のあり方については議論を深め、速やかに結論を得るべきである。

## (技術革新のスピードに即した新法優先の原則)

既存ルールの膨大さと複雑さ、技術革新のスピードを踏まえれば、こうした規制体系の転換に、個別業法ごとの見直しという従来型の規制改革手法で取り組んでいては新たなビジネスやイノベーションは生まれず、諸外国に比ベビジネス環境が劣後することは否めない。そのため、「新法優先の原則」に基づき、デジタル時代に即した新たなルールが、既存の法制・規制をオーバーライドする旨を確認・明示すべきである。その嚆矢として、デジタル庁設置と同時に、行政サービスにおける ID としてのマイナンバー活用の徹底や、行政システムのオープンソース化の義務化など、デンマークの7原則¹のように、今後、各府省庁あるいは地方公共団体で新たに制定するすべてのルール・システム等が遵守すべきデジタル原則を法定するとともに、既存のルール・システム等についても、当該原則に則り、可及的速やかに改正・見直しを図ることも法律に明記すべきである。

# Ⅱ. デジタル庁が果たすべきミッションと段階に応じた役割

日本社会のDXの遅れを挽回し国民生活を豊かにするためには、先に述べた課題があり、デジタル庁はこうした課題への対応において大変重要な役割を果たす。

第一段階(設置から5年間)としては、行政サービスのデジタル化を軸として、具体的には、①デジタルエクスペリエンスの創造・提供、②行政組織と行政サービスのデジタル化、③国・地方共通のデータ基盤の構築、④マイナンバーの活用促進、⑤データ利活用ルールの形成、⑥公共データのオープン化と統計調査改革、⑦公共調達改革のモデルづくり――といった、デジタル時代に即した公共サービスに関わる社会インフラ整備がデジタル庁の必達とすべきミッションである。加えて、その先の最終的かつ本質的なミッションとして、民間セクターを含む日本の経済社会システム全体のDXを通じ、イノベーションを加速するための環境整備をけん引する役割を射程とすべきである。

\_

<sup>1 2018</sup> 年 7 月 1 日以降に提案されたすべての法律は、①シンプルで明確なルール(Simple and clear rules)、②市民と企業とのデジタルコミュニケーションの促進(Digital communication)、③ 完全または部分的に自動化されたデジタル手続(Possibility of automated processing)、④当局間の一貫性一統一された概念とデータの再利用(Consistency across authorities - uniform concepts and reuse of data)、⑤安全で確実なデータ管理(Safe, secure data handling)、⑥公共の IT インフラストラクチャーの使用(Use of public infrastructure)、⑦詐欺やエラーの防止(Prevention of fraud and errors)——という7つの原則を順守することが義務づけられている。

### 1. 第一段階の具体的ミッション

# (デジタルエクスペリエンスの創造・提供)

新型コロナウイルス感染症への対応においては、特別定額給付金等の給付や陽性者情報の保健所への集約の遅れ等により、行政組織・行政サービスのデジタル化の遅れが顕在化した。

国民にデジタル庁ができて良かったと感じてもらい、デジタル庁が司令塔機能を担う日本の社会の DX に積極的に協力してもらうため、デジタル庁はまず、国民の利便性向上という視点から、DX がもたらす世界観を時間軸とともに描き、一つひとつ着実に実現すべきである。

## (国民の利便性向上のための行政組織・サービスのデジタル化)

デジタル社会における ID であるマイナンバーの利活用促進を含め、ユーザーである国民とともに行政のデジタル化を進めるためには、行政手続にかかるユーザーインターフェース (UI)・ユーザーエクスペリエンス (UX) の抜本的改善を含む国民の利便性向上が先決である。

まずは、行政サービスにおける「デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ」の徹底を図るべく、デジタル庁は、国・地方を通じたあらゆる手続きを洗い出し、ユーザー視点で業務を見直し、デジタルというツールに即したプロセスの標準化・最適化を徹底すべきである。

## (国・地方共通のデータ基盤の構築)

少子・高齢化がさらに進展し人材不足が加速する中、小規模な地方公共団体であっても、持続的かつ安定的に行政サービスを提供するためには、データ基盤を徹底的に標準化し、業務効率化を図る必要がある。それにより、限られた人材や予算をより高い付加価値を生み出す領域に集中させることができ、また大規模自然災害やコロナ禍などの危機時にも、一元的に情報を収集・提供したり、民間人材が円滑にサポートしたりすることで、行政サービスのサステナビリティが向上する。

デジタル庁は、UI やセキュリティ、メンテナンスの効率性等を考慮したデータ基盤(ベース・レジストリを含む)の設計・構築や運用に加え、各府省・地方公共団体の新システムへの円滑な移行のサポート等を一元的に担うべきである。また、新システムへの移行は、業務を継続しつつ円滑に行う必要があることから、膨大な変換ソフトを開発するのではなく、新システムへのデータ入力のインターフェースとして既存システムを活用する等、財政コストと時間コストを最小化できる方策を選択すべきである。

## (マイナンバーの活用促進)

法人番号およびマイナンバーは、デジタル社会の重要インフラの一つである。マイナンバーは公的に個人を認証するための ID であり、既に居住者全員に付番されている。カード型電子マネーがおサイフケータイ化しているように、世界はスマートフォンを利用した本人確認へと移行している。電子政府の優等生として名高い人口 130 万人強のエストニアにおいてさえ、全国民にカードを配布するのに 5 年を要したことも踏まえ、デジタル庁は、プラスチック製カードであるマイナンバーカードの普及率向上を目指すのではなく、スマートフォンへの搭載をはじめとする一人ひとりのデジタルリテラシーに応じた多様な手段の提供を急ぐべきである<sup>2</sup>。

また、新型コロナウイルス感染症対応への反省を踏まえ、今後、感染症の拡大や大規模自然災害といった危機時に、必要な人にピンポイントかつ迅速に給付を行うため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第九条を改正し、マイナンバーの利用範囲を拡げるべきである。

## (データ利活用ルールの形成)

官民双方による付加価値創出につながる高品質かつ均質なデータを効率的に収集、解析するためのインフラ整備は重要であり、生成、蓄積、管理、削除、廃棄といったデータ利活用における各プロセスについて、産業育成、税制、プライバシー保護、エネルギー・環境問題を含む横断的観点から、標準・ルールを定めることはデジタル庁の重要な役割である。また、サイバーセキュリティと国民のプライバシー保護に責任を負うと同時に、官民の連携によるこうしたルール形成にリーダーシップを発揮しなければならない。

また、中長期的には、デジタル時代に即した競争ルールの抜本改革も、デジタル庁の役割である。

#### (公共データのオープン化と統計調査改革)

公共データは国民の資産であり、データが付加価値を生むデジタル社会においてはオープン化の徹底が必要である。デジタル庁は、ポータルサイトを構築し、オープンデータと総務省統計局および各府省・地方公共団体が個別に公表している政府統計等を併せて開示することで、分散している公開形式を統一し、UIを改善すべきである。また、基本的に全ての公共データをオープンにする法整備も検討すべきである。

さらに、政府・地方公共団体が実施している統計調査には、アナログな手法のものや、内容の重複するもの、コネクテッド・ワンストップの徹底により不要になるものが多数ある。デジタル庁は、あらゆる統計調査を洗い出し、政策ニーズに応じて見直

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 政府は 2019 年 5 月に『プラスチック資源循環戦略』を策定し、2020 年 7 月からレジ袋有料化の義務化を開始したところ。スマートフォンへの搭載はマイクロプラスチックによる海洋汚染拡大の抑制にも資すると考えらえる。

しを図るとともに、計画的なデータ取得や管理、回答時・公表時の UI 等に責任を持つべきである。

## (公共調達改革のモデルづくり)

これまで各府省庁・地方公共団体は、システムの個別発注、不合理なカスタマイズ等により、限られた予算とデジタル人材を生産性の低い業務で浪費してきた。今後は、デジタル庁が各府省のシステム・地方共通プラットフォーム等の企画・立案、調達、維持・更新、予算管理等を一元的に担うことにより、一大発注者として IT 産業の資源配分も変革し、生産性向上に貢献するべきである。調達専門官と IT 専門家が連携することにより、最新の技術、システム、ソリューションなどを理解し費用対効果を考慮した調達を実現し、またそうしたスキルを蓄積していくことが必要である。

また、疎結合なアーキテクチャを採用することで、調達コストを適正化するとともに、地方公共団体のアプリケーション調達におけるスタートアップ・地域企業等の参入障壁を引き下げるべきである。デジタル庁が調達方法を革新することにより、調達プロセスの透明性向上や地域における生産性の高い雇用機会の創出にもつなげることができる。

## 2. 役割・機能の段階的な拡大

先に述べた通り、デジタル庁のミッションは非常に広範にわたる。一方で、行政組織を早期に立ち上げる必要があること、人材に限りがあることなどから、当初は領域を絞り、一点突破で確実かつ早期に成果を創出すべきである。工程表およびマイルストーンとして節目ごとの必達目標を明確にすると同時に、いずれの段階においても、国民のWell-being向上というデジタル庁のゴールを常に意識して業務を遂行すべきである。

#### (1) 短期: 行政サービスの効率化と行政による価値創造

デジタル庁は2021年の設置後速やかに、日本社会のDXの基盤である、行政組織・サービスのデジタル化と国・地方共通のデータ基盤の構築、マイナンバーそのものの利用促進に集中し、2025年までに共通基盤を完成させるべきである。

国民にデジタル化のメリットを実感してもらう観点から、例えば、医療・介護サービス、教育サービスの二領域に絞り、日本中どこにいても、リモート、ダイナミック、リアルタイムというデジタルの特性を活かした付加価値の高いサービスを享受できるよう、国民一人ひとりのライフログという観点であらゆるデータを連結し、セキュリティを確保しつつ、柔軟に利活用できる体制を整えるべきである。

なお、医療・福祉、教育に限らずデジタルインフラを活用して提供される国民生活に身近な公共サービスは、デジタル庁と所管府省が共同で企画・立案を行う。また、

費用対効果の高い施策とする観点から、デジタルインフラにかかる調達・予算管理等 はデジタル庁が責任を負うこととする。

特に、医療・介護については、団塊の世代が後期高齢者入りを始める 2022 年までに、デジタル庁が成果と予算管理・調達に責任を持ち、所管省庁とともに、デジタル時代に即した政策・システムを企画・立案し、いつまでに何ができるようになるのか、 国民に分かりやすいかたちでメリットと期限を示した工程表を提示すべきである。

## (2) 中長期:規制改革を通じた社会と産業の DX による付加価値向上

デジタル庁の最終ミッションは、民間企業を含む日本の経済・社会システム全体を、デジタル技術というツールを活用しやすい体系へと変革させ、日本の強みであるリアルデータが最大限利活用されることで、国民一人ひとりの Well-being を高めることである。そのためには社会全体のルールも見直す必要があり、デジタル庁は、2022 年までに必要な機能・人材を揃え、DFFT にかかわる競争法制や個人情報保護法制、各種業法規制の抜本改革、ひいては立法・国会改革、司法制度改革を含めたデジタル社会におけるガバナンス機構全体の抜本改革に責任を負う体制を整えるべきである。

## Ⅲ. デジタル庁の具体的設計

1. 権限・予算の一元化とガバナンス

## (他府省庁・地方公共団体に対する強力な権限)

先に述べた機能を果たすため、デジタル庁は、政策立案機能と執行機能、および行政システム予算に関する強力な府省横断的企画・調整権限と、規制・制度に関する各府省庁や地方公共団体に対する是正・撤廃勧告権限を有するべきである。

そのため、内閣に直結する組織として設置し、デジタル庁設置法に所掌事務と権限を明記するとともに、IT基本法、サイバーセキュリティ法をはじめとする、現在、内閣官房 IT総合戦略室および内閣サイバーセキュリティセンターが所管する各種法令の所管をデジタル庁に移管すべきである。

## (予算・人材の確保)

将来的な国家行政組織法や国家公務員法の見直しを視野に、新たな体系の組織・人事管理を可能にする特別措置法を制定すべきである。さらに、先述した権限を行使するに十分な予算と人材を確保できることが重要である。

#### (強力な権限を支える実効性あるガバナンス)

デジタル庁は強大な権限と予算を所管することから、設置当初より、規律を担保する仕組みを整える必要がある。具体的には、会計検査院にデジタル領域における専門性の高いチームを設置するとともに、最高裁判所に海外人材を含む最先端のテクノロ

ジーに知見を有するメンバーからなる監査委員会を設け、各種データの取扱い等にか かる国民からの信頼を担保する体制を強化すべきである。

政府機能、さらには経済社会全体を変革していく上で、国民は最終受益者であると同時に、価値創造の主役でもある。強大な権限、予算を所管するデジタル庁の運営にあたっては、その公正さと透明性、提供されるサービスの質や妥当性を常に国民の評価と検証にさらすことが不可欠である。そのため、各種サービスの利便性、新たな行政サービスへのニーズ、さらなる改革のアイデア等を募るべく、パブリックコメント、アイディアボックスや規制改革・行政改革ホットライン(縦割り 110番)といった枠組みを連携・進化させ、恒常的に国民とのコミュニケーションの強化と深化を図るべきである。

#### 2. 組織の設計思想:デジタル社会にふさわしい組織デザイン

先に述べたミッション・機能を果たすため、デジタル庁は、以下の設計思想に基づき、社会の効率化や多様なステークホルダーによる付加価値創出を通じ、日本の国際競争力を支える「デジタル時代の行政組織」として、新たな組織、人事等のあり方をデザインし執行すべきである。

#### (1) 新組織に求める7つの要件

## ①意思決定の迅速性:

デジタルの世界は技術革新のスピードが速く、技術要素も短期間で入れ替わる。 従来型の調整・合意形成を進めていては、システムが完成する頃には陳腐化し、 セキュリティ面でもリスクの高い状況になりかねないため、迅速な意思決定が可 能なフラットな組織とすべきである。

#### ②執行の実効性:

規制体系が主体規制型から行為規制型へと転換するなか、常に最新のテクノロジーを活用し、ルール執行の実効性を担保できるような体制づくり・政策立案をすべきである。

## ③国民の納得性・説明責任:

国民に分かりやすい具体的成果を創出し続けるとともに、デジタルの特性である「1 対 N」のユーザーとのコミュニケーションを重視し、説明責任を果たすことで国民の納得感の高い組織運営をすべきである。

#### ④ゴールと現在地の明確化:

日本社会のDX実現に向け、デジタル庁への期待は広範にわたる。一方、事務のBPRを徹底し、標準化された国・地方の共通基盤を実現するという最初の一

歩も決して容易な作業ではない。国民の支持を得て令和の大改革を実現するためにも、最終的なゴールとそれに向けた現在地を常に明らかにして業務を遂行すべきである。

# ⑤民の価値創造を促す信頼性:

日本型デジタル社会においては、国民一人ひとりがデータの生成・提供等を担う価値創造の主役である。一人でも多くの国民が安心して価値創造に参画できるよう、デジタル庁が提供する社会インフラの信頼性と UI を常に向上させるべきである。

## ⑥費用対効果への意識向上:

財政状況の厳しい時期に設置される新たな官庁であり、運用や財政上の持続可能性を考慮すべきである。適切な官民の役割分担のもと、ベンダー・ロックインを徹底して排除するとともに、データを活かして政策・システムの費用対効果を常に検証し、速やかに PDCA を回して改善しなくてはならない。

## ⑦チャレンジを評価する組織風土:

デジタル技術の革新速度を踏まえ、デジタル庁が国民目線で世界に伍するより 良いサービスを提供し続けるためには、一早くトライしてエラーを見つけ、瞬時 に改善するサイクルを回し続けることが欠かせない。そのためには、チャレンジ を評価する組織風土づくりと KPI による目標管理の徹底が不可欠である。

# (2) 組織づくりにおける留意点:ゼロベース、脱ヒエラルキー、脱縦割り (既存行政組織からの決別:ゼロベースでの組織づくり)

変革のブレーキとなる、既存の府省庁の縦割り構造の持ち込みは徹底して排除すべきである。また、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が運営・提供する住民基本台帳ネットワークシステムや自治体中間サーバー・プラットフォーム、公的個人認証サービス等の管理・運営等の機能は、デジタル庁に完全に移管すべきである。同様に、内閣官房 IT 総合戦略室、内閣サイバーセキュリティセンター、および各府省庁における関連部署についても、デジタル庁が担う業務のスクラップを徹底すべきである。

## (プロジェクト型組織による脱ヒエラルキー、脱縦割り)

デジタルの特性と、デジタル庁のミッションを踏まえ、機動的で迅速な意思決定を可能にする、プロジェクト型組織とし、民間人材の活躍を促すべきである。 府省横断型・官民連携型の組織を機能させるためには、情報のオープン化が鍵で あり、プロジェクト間の兼務を可能にするなどメンバーが常に連携・協力できる 工夫が必要である。

また、トップの判断で柔軟かつ速やかに組織編成を変えることができる仕組み を法定すべきである。

## 3. 戦略実現のための成果創出型人事

### (1) 求められる人材のスペック

# (既存のしがらみを打破するトップ)

先に述べたミッションを達成するため、デジタル庁は、ユーザーである国民・企業にいかなる体験価値を提供し続けられるかというゴールから逆算してシステムを設計・運用しなければならない。そのためには既存のしがらみを打破する力が重要であり、トップには、①デジタル技術のみならず、規制改革・行政改革に取り組んだ経験のある者、②一定規模以上の組織の DX にリーダーシップを発揮した経験があり、デジタル化と DX の違いを明確に意識している者、③プロジェクト型の組織運営の経験がある者、④供給者でなく、一個人として IT を使いこなすユーザーである者、⑤デジタルの特性である「1対 N」のユーザーとのコミュニケーション能力に長けている者——を登用すべきである。

## (ユーザー視点、デザイン思考のプロジェクトマネジャー)

トップに加え、専門家を束ね成果を創出するプロジェクトマネジャーの資質も非常に重要であり、国民に利用されるシステムを設計・運用するためには、①UI・UX を重視すること、②国民を巻き込みながら、透明性の高い開かれたプロセスで開発を進めること、③クラウドネイティブ³の発想を持つこと──が不可欠である。そのため、官民問わず(プロジェクトによっては海外人材も視野に入れ)相応しい人材を採用すべきである。

また、エンジニアの発言力が強くなり、いつの間にか UI・UX が疎かになることのないよう、地位の高いデザイナー職を設けるべきである。

# (2) 人材獲得・能力発揮のための新たな採用・評価・処遇制度の導入

## (官民から能力と志の高い人材を集める柔軟な採用・契約)

トップ、スタッフともに、各分野のプロフェッショナルを採用するため、常にサイバーセキュリティを含む最新のデジタル技術に触れられる環境を整備するとともに、当面は、国家行政組織法や国家公務員法に基づく従来の枠組みとは異

<sup>3</sup> 基盤にクラウドを使うだけでなく、そのうえで実行されるアプリケーションにまで踏み込んで、クラウドに最適化すること。

なる契約・評価、マーケットバリューを踏まえた能力・グレードベースの報酬体系を構築することが不可欠である。

また、デジタル領域においては、プロジェクトにとって必要な知識・技能も刻々と更新されていくことから、ジョブ型の雇用契約とし、兼業・副業、プロボノ等でもそれぞれが能力を十分発揮できるようにすべきである。

国民の利便性向上のため、価値を創出するという志のもと、最新の技術・知識を活かして切磋琢磨し、連携して成果を創出する経験を積んだプロフェッショナルは企業にとっても魅力的な人材であり、積極的に採用していく。デジタル庁は、そこでの経験が将来のキャリアにおいて高く評価されるような職場でなければならない。

なお、フルタイムの職員については、官民ともに出身府省、企業から完全に離れた立場で業務を遂行することが重要であり、片道切符での採用とする。また、利益相反を防止するため、ベンダーなど IT 関連企業からの出向は禁止するとともに、デジタル庁退職後に再就職する場合も、一定期間、デジタル庁関連業務は行わないなどのルールの徹底が重要である。

## (ミッションに応じた評価・処遇)

デジタル化は、データに基づくリアルタイムのモニタリングを可能にする。デジタル庁は、政策の効果を測る KPI を明確化し、政策目標の達成度で行政官の評価を決定する仕組みを構築し、今後の行政改革に繋げるべきである。

デジタル庁のミッションにおいて、新たなシステムを構築する以上に重要なことは、デジタル社会にそぐわない既存のシステムをスクラップすることである。 そのため、人事評価においても、規制改革などデジタル化の阻害要因を取り除いたスタッフを高く評価すべきである。

また、コロナ禍で拡がったリモートワーク等を公務員にも定着させるべく、デジタル技術を活用した多様な働き方の実現に向け、トライアル&エラーを繰り返してデータを蓄積し、国家公務員法・地方公務員法等の見直しに活かすべきである。

## (新たな奨学プログラムによるデジタル人材の育成・登用)

産官学連携の下、デジタル人材育成プログラムを策定し、2021 年度からの3年間で集中的に成果を創出する。また、官民の資金により、デジタル技術について学び、修了後はデジタル庁や地方公共団体で働く新たな奨学プログラムを創設する<sup>4</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> シンガポールの Smart Nation Scholarship の修了者は、Cyber Security Agency of Singapore (CSA)、Government Technology Agency (GovTech)、Infocomm Media Development Authority (IMDA) のいずれかに参画する。

# Ⅳ. デジタル庁設置を待たず解決すべき課題

デジタル庁の設置に先立ち、次期通常国会における IT 基本法および個人情報保護法の改正や、年内の「自治体 DX 推進計画」(仮称) 策定等が予定されている。膨大なデータを集約し、それらをフル活用することで価値を生み出す社会においては、誰にどこまでデータの利用を認めるかが重要な論点である。デジタル社会において、日本がグローバルな競争力を取り戻すためには、DFFT に基づくデータ戦略を策定・具体化し、グローバルなルール形成にリーダーシップを発揮する必要がある。

政府は、改正 IT 基本法において、日本が目指すデジタル社会のすがたとその時間軸を含むデータ戦略を明確化し、そうした戦略に即して、1,700 の地方公共団体の個人情報保護条例の共通化を図るとともに、地方公共団体や公立学校等がクラウドサービスを活用して業務負担を軽減できるよう、オンライン結合規制の撤廃を実現すべきである。

また、企業は、デジタル社会のインフラが整った暁には、テクノロジーを活かして新たな付加価値や市場を創造し、健全な競争を通じて国民一人ひとりの Well-being を高めるのは民間の役割との自覚を持ち、企業の DX や人材育成を急がなくてはならない。

なお、今回はデジタル庁のゴールとミッション、役割・機能および組織・人事設計等について意見を述べた。経済同友会は、令和における「新生日本の構築」に向け、 今後もデジタル庁をはじめとする日本のデジタル政策やデータ戦略に強い関心を持ち、国民一人ひとりが経済活動や生活のあらゆる場面において DX の恩恵を享受できる社会の実現に向け、必要に応じ、意見を発信していく。

以上